明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○防衛省令第八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、防衛省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

防衛大臣　岸　信夫

防衛省定員規則の一部を改正する省令

防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員	備考
本省	一九、五一三人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四一四人	
合計	二〇、九二七人	

改正前	
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員	備考
本省	一九、五一七人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四一八人	
合計	二〇、九三五人	

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。